雲南市

一般不妊治療費助成制度

雲南市では、不妊治療を受けようとするご夫婦の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的として一般不妊治療にかかる費用を一部助成する事業を行っています。

一般不妊治療とは、“体外受精・顕微授精”といった特定不妊治療の前段階として行われる不妊治療のことで、“タイミング法”“ホルモン療法”“人工授精”などがあります。

制度について

対象者

次の要件をすべて満たす夫婦

- 戸籍上の婚姻関係であって、夫婦もしくは夫婦のいずれかが市内に住所を有していること
- 夫または妻が医療保険各法による医療保険の被保険者、組合員または被扶養者であること
- 産婦人科または泌尿器科において一般不妊治療を受けた者であること

助成内容

一般不妊治療費のうち、１年間につき１０万円を上限とします。

ただし、医療保険各法に基づく保険者または共済組合の規約等により、その不妊治療に要する費用に対し、給付が行われる場合はその額を控除した額です。

（※確定申告の際には、助成金額を差し引いたものが医療費控除の対象となります。）

助成期間

一般不妊治療を受けた日（医療機関証明書の初回受診日）から３年間とします。

申請方法

１年間の申請については１年間終了後その終了日の属する年度内とします。

例：一般不妊治療初回受診日が平成 31 年４月 20 日の場合

	助成対象となる治療・検査費	申請の締切日
１年目	平成 31 年４月 20 日から令和２年４月 19 日分まで	令和２年３月 31 日
２年目	令和２年４月 20 日から令和３年４月 19 日分まで	令和３年３月 31 日
３年目	令和３年４月 20 日から令和４年４月 19 日分まで	令和４年３月 31 日

下記のものを、市役所健康推進課まで持参または郵送してください。

① 一般不妊治療費助成金交付申請書
② 医療機関証明書
③ 一般不妊治療に要した費用の領収書及び明細書（原本）
④ 戸籍抄本または外国人登録原票記載事項証明書
⑤ 健康保険証の写し

※①②については様式がホームページ、市役所にあります。まずは一度お問い合わせください。

～お問い合わせ・申請窓口～

〒699-1392　雲南市木次町里方５２１－１　雲南市役所健康福祉部　健康推進課

電話 0854－40－1045　Ｅ-ｍａｉｌ：kenkousuishin.@city.unnan.shimane.jp